

令和6年度 信州未来共創戦略広報業務 委託仕様書（案）

1 業務名

令和6年度 信州未来共創戦略広報業務

2 業務の目的及び背景・狙い

(1) 目的

本業務は、県民との様々な意見交換を経て令和6年12月に設立した「私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議(以下、県民会議という)」について、次のことを目的とする。

- ・ 認知度を向上すること
- ・ 今後の動きに向けた期待値を醸成すること（「期待感」や「わくわく感」の醸成）
- ・ 県民会議をより自分ごととして認知し、情報のフォローや会議・活動への実際の参加を促すこと

(2) 背景・狙い

本業務を実施する背景及び狙いは次のとおり。

ア 背景

- ・ 人口減少が続く社会の中で、幸せな暮らし（ありたい未来）を維持し続けるためには、行政だけで解決できない課題も多くなってきている。
- ・ そこで、25年後（2050年）に向け、個々の具体的な行動（アクション）や共創プロジェクトを積み重ね、未来に向けて、フラットに関わりあい、課題解決を行える組織・コミュニティとして、「県民会議」を設立。
- ・ また、県民会議において、行政・民間、そして県民が、「2050年のありたい姿」に向けて起こすべき行動について、「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」(以下、戦略という)を策定。

イ 狙い

- ・ 次年度から、個別テーマによるプロジェクト活動や勉強会などを行うことを想定しており、みんなで「ありたい未来」を実現するため、まずは、県民会議を知ってもらい、関心を持ってもらうことが狙い。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 新聞広告の掲載

契約期間中に、以下の要件の満たす新聞広告を1回行うこと。

ア 広告は長野県内で広く流通する2紙以上で行うこと(掲載する媒体は、効果的なものを提案すること)。

イ 広告のサイズは全面広告(全15段広告)とし、カラーで実施すること

ウ 広告のターゲットは、高校生以上の県民を想定すること

エ 広告は、上記2「業務の目的」及び次の参考資料を踏まえ、ターゲットに対し、インパクトと新たな取組のスタート感（期待感等）が伝わる内容かつデザインとすること

《参考資料》

- ・別添1 信州未来共創戦略（本文）
- ・別添2 信州未来共創戦略 ポイントペーパー
- ・別添3 信州未来共創戦略 PR資料
- ・別添4 県民との意見交換実施結果
- ・別添4-1 HOPE2050 若者との県民対話-共に創ろう信州の未来を-
※全4回(開催概要、グラフィックレコーディング)
- ・別添4-2 県内10地域での意見交換における主な意見について

オ 提案内容として期待すること

- ・ 鋭いコンセプトとメッセージ
アウトプットだけでなく、今回の期待値醸成のゴールに対する狙いと、ターゲットに届くメッセージを明確に示す。
- ・ いわゆる“行政的な広報”のトーンから変えること
「共創戦略の内容自体を掲載すること」や「多くのテーマを総花的に掲載すること」を避け、内容が明確になるよう、情報を取捨選択し、県民の興味をひきつける。
また、官民、そして県民とオール信州でアクションを起こしていくために、普段の行政単体の発信とは差別化する。

5 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

6 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

7 報告及び検査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

8 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

9 個人情報の保護体制

受託者は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報又は秘密を、みだりに他人に知らせてはならない。また、受託業務を処理するに当たって、個人情報を取扱う際には、「個人情報取扱事項」（別紙）を遵守しなければならない。

10 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

11 成果物

- ・長野県内で広く流通する2紙以上で本業務により作成した広告を1回掲載すること
- ・作成した広告のデータ(編集可能なファイル形式)

12 納期

令和7年3月31日(月)

13 著作権等

本業務により制作されるコンテンツの著作権は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び2次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

14 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守すること。
- (2) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、委託者と協議の上対応すること。